

第 2 回 策 定 委 員 会 資 料 (R2.1.29)

資 料 (議 題 (4) 関 係)

「地域 “つながる” 福祉プラン (米子市
地域福祉計画・地域福祉活動計画) につ
いて」

地域“つながる”福祉プラン（米子市地域福祉計画・地域福祉活動計画）について

1 計画策定の趣旨

高齢化や個人のライフスタイルの多様化等に伴い、地域の支え合いの機能が著しく低下する中で、社会的孤立が生まれ、かつては地域住民同士や親族間の相互扶助の中で解決されてきた様々な生活課題が、誰にも受け止められることなく、深刻化・複雑化して支援困難となるケースが問題となっている。

社会的孤立を防ぎ、誰もが尊厳を保ちながら安心して暮らすことのできる地域社会を実現するためには、地域の課題解決に向けて、地域に関わる多様な主体が、それぞれに役割を持ちながら活躍し、協働する持続可能な社会システムの構築が求められるところであり、本計画は、そのための地域福祉の基盤づくりと、地域福祉推進のための具体的実践について計画的に取り組んでいくために策定するものである。

2 地域福祉計画・地域福祉活動計画について

(1) 地域福祉計画

「地域福祉計画」は、社会福祉法第107条及び第108条に基づき策定される行政計画で、「市町村地域福祉計画」と「都道府県地域福祉支援計画」があります。

「市町村地域福祉計画」（以下「地域福祉計画」といいます。）は、地域福祉推進の主体である地域住民や住民組織、関係団体等の参加を得て、地域の生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となるサービスの内容や量、体制等を検討し、計画的に整備していくことを目的として策定するものです。

平成30年4月の社会福祉法の一部改正により、地域福祉計画の策定が市町村の努力義務とされ、さらに、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する、福祉分野の「上位計画」として位置付けられました。

米子市では、平成18年度に第1期計画を策定後、平成21年度に第2期、平成24年度に第3期、平成28年度に第4期計画を策定し、地域福祉の推進に取り組んできました。

(2) 地域福祉活動計画

「地域福祉活動計画」は、市町村社会福祉協議会が中心となり、住民、地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を経営する者が相互に協力し、地域福祉の推進を図ることを目的として策定する民間の活動・行動計画です。行政計画である「地域福祉計画」と理念や内容の一部を共有するなど、相互に連携を図りながら策定されます。

市社協では、平成8年度に第1次計画を策定した後、平成13年度に第2次、平成18年度に第3次、平成23年度に第4次、平成28年度に第5次計画を策定し、住民、民間団体、市社協の協働による地域福祉実践に取り組んできました。

(3) 一体的な計画策定について

「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」の両計画は、それぞれがバランスを取りながら連携し、地域福祉を推進する上でどちらも欠かすことができない、いわば車の両輪のような関係といえます。そこで、計画の理念や目的を共有して、施策や活動のより効率的・効果的な実施を目指して、米子市と市社協が協力して、両計画の一体的な策定を行います。

3 計画期間

令和2年度から令和6年度までの5年間

4 計画案検討の経過

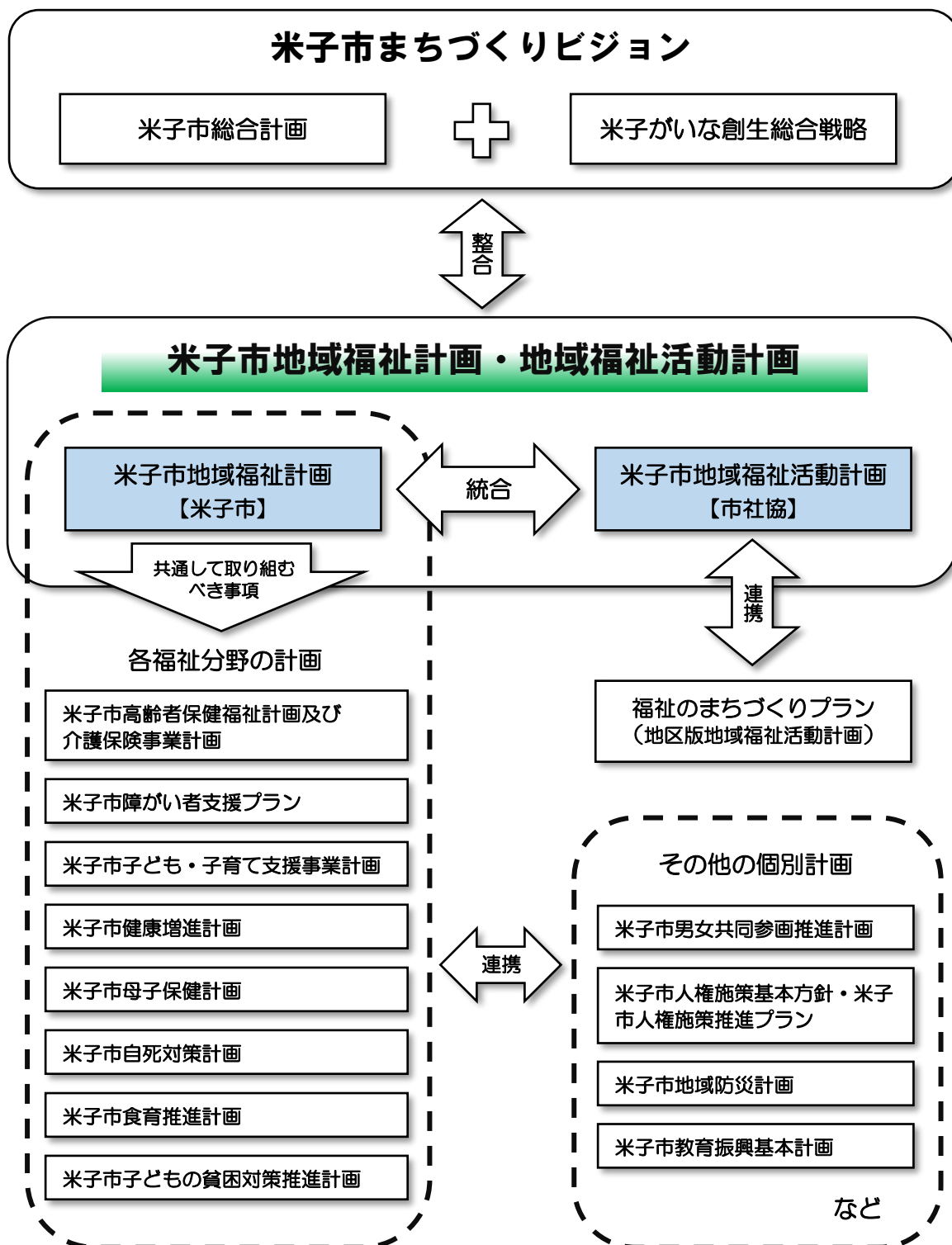
- (1) 計画策定委員会（外部委員15名で構成）
平成30年7月4日から現在まで7回開催
- (2) 庁内検討会議（庁内14課で構成。市社協がオブザーバー参加）
平成30年6月29日から現在まで6回開催
- (3) 社会福祉審議会（外部委員10名で構成）
平成31年2月4日と令和元年11月26日の2回開催

5 計画策定のために行った調査等

- (1) 地域福祉活動者へのアンケート調査（H30.9～H30.11）
 - 地域福祉活動を実践している住民を対象に、活動の状況や課題について調査
 - 回答者1,238名（自治会長、地区社会福祉協議会長、民生委員、在宅福祉員）
- (2) 地域懇談会（H31.2.19～R1.6.27）
 - アンケート調査の結果を踏まえ、市内全29公民館において、各地区の生活課題や地域活動の在り方を考えるワークショップを開催
 - 参加者326名（自治会長、地区社会福祉協議会長、民生委員、在宅福祉員、小学校PTA役員、公民館長・公民館職員、地域包括支援センター職員、地域ボランティア）
- (3) 福祉関連団体等へのインタビュー調査（H31.3～R1.6）
 - 活動や取組の課題、他団体との連携の在り方などについて意見聴取を実施
 - 参加団体等24団体（障がい者等の家族会、サロン・交流の場、児童・子育て支援関連、高齢者支援関連、生活困窮者支援関連、権利擁護支援関連、相談事業所）
- (4) 地域福祉ワークショップ（R1.7.20、21）
 - 「未成年の部」、「若者から中間年齢層の部」、「多世代交流の部」を設定し、各年齢層から参加者を募り、地域懇談会等で明らかになった米子市の課題について意見交換を行うワークショップを開催
 - 参加者延べ82名（未成年の部37名、若者から中間年齢層の部17名、多世代交流の部28名）
- (5) 地域福祉シンポジウム（R1.11.5）（約160名参加）
 - 基調講演及びパネルディスカッションを通じて、地域の支え合いや総合相談支援体制について、市民に知ってもらい、ともに考えてもらうことを目的に開催

6 他の計画との関係

本計画は、本市の最上位計画である「米子市まちづくりビジョン」に基づく福祉分野の上位計画として、高齢者、障がい者、子ども・子育て、その他の各福祉に関し、共通して取り組むべき事項を定めます。また、その他の様々な分野の行政計画や地域住民主体で、各地区において策定される「福祉のまちづくりプラン」との連携を図ります。



7 明らかになった本市の課題

- (1) 福祉の担い手の確保と育成
- (2) 多世代・多分野・官民の協働
- (3) 住民への情報提供、相談支援体制の整備
- (4) 住民交流・地域福祉活動の拠点の整備

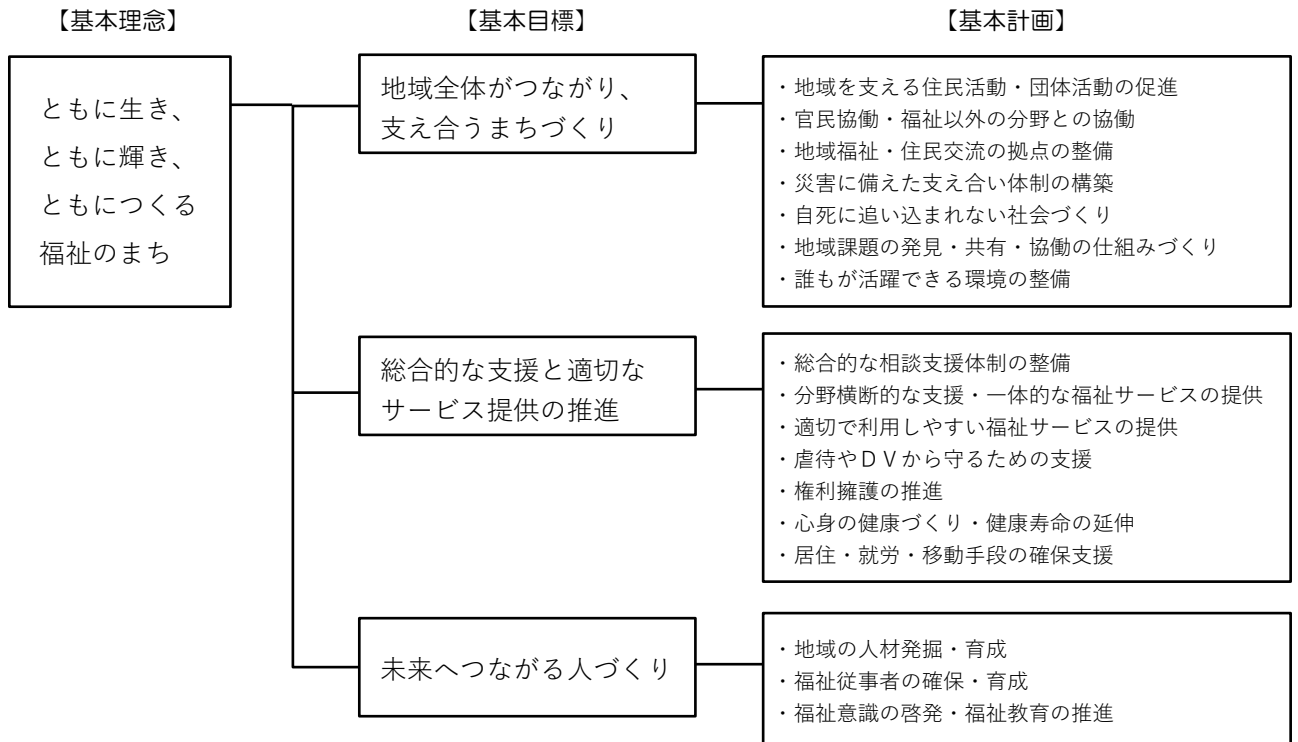
8 計画の理念と目標

(1) 基本理念

「ともに生き、ともに輝き、ともにつくる福祉のまち」

本計画に基づいた様々な地域福祉実践を通じて、地域共生社会の実現を目指すこととし、その考え方を基本理念として掲げた。

(2) 基本目標と基本計画



9 計画の推進体制

(1) 地域課題の把握

地域の懇談会やワークショップ、支援関係機関のネットワーク会議等の開催を積み重ねることで、地域の生活課題を明らかにし、課題解決のための地域の支え合いや支援の在り方を検討する。

(2) 庁内検討会議の開催及び福祉分野の各個別計画の検討

市の関係部署で構成する庁内検討会議を開催し、本計画の取組状況の確認を行うとともに、地域の生活課題への対応について分野横断的な検討を行う。また、各福祉分野の個別計画の検討に際しては、上位計画である本計画との整合を図る。

(3) 「米子市地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会」及び「米子市社会福祉審議会」の開催

「米子市地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会」を開催し、計画の取組状況や地域福祉の推進に向けた方向性について評価・検討を行う。また、重要な福祉課題等について、より深い検討が必要な場合は、「米子市社会福祉審議会」の審議に付す。

10 今後の予定

(1) 計画策定委員会（第8回）の開催（2月下旬）

パブリックコメントを反映させた計画案の検討

(2) 計画完成・公表（3月下旬）